

## ビジネス著作権検定® BASIC 初級 公式テキスト 改訂内容のご案内

RC0174

2024年1月1日「著作権法の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正が施行されました。この法改正に伴い、『ビジネス著作権検定® BASIC 初級 公式テキスト(第4版第2刷発行日:2024年2月20日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を下線部分に置き換えて学習をしてください。※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

## &lt;改訂内容対応表&gt;

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第4版第2刷)内容
初級 第Ⅶ章 p. 88 脚注51	第30条第3項、 <u>第104条の2</u>	第30条第2項
初級 第Ⅶ章 p.110 脚注78	第30条の2、第30条の3、 <u>第47条の4第1項3号</u>	第30条の2 第30条の3 旧第47条の9
初級 第Ⅶ章 p.116 6行目	②公開の演説等の利用(第40条) 公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判手続、行政審判手続における公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合(例えば、特定の政治家の演説を集めた演説集をつくる場合など)でなければ、無許諾で利用することができます。	②政治上の演説等の利用(第40条) 公開の場で行われた政治上の演説や陳述、裁判手続における公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合(例えば、特定の政治家の演説を集めた演説集をつくる場合など)でなければ、無許諾で利用することができます。
初級 第Ⅶ章 p. 118 2行目～4行目	①裁判手続等における複製等( <u>第41条の2</u> )、 <u>立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等(第42条)</u> 、 <u>審査等の手続における複製等(第42条の2)</u> 裁判手続き上必要な場合、必要な範囲で複製することができます。また、「特許審判手続」や国会・官公庁等で立法・行政上の内部資料として必要な場合には、必要な範囲で複製、公衆送信、又は受信装置を用いて公に伝達することができます。	① 裁判手続等における複製(第42条) 裁判手続き上必要な場合や、国会・官公庁等で立法・行政上の内部資料として必要な場合には、必要な範囲で複製することができます。
初級 第Ⅶ章 p. 118 脚注88	<u>第41条の2第1項、第42条</u>	第42条第1項
初級 第Ⅶ章 p. 118 8行目	<u>必要な文献の複製、公衆送信、又は受信装置を用いて公に伝達することについて、例外的に無許諾で行えます。</u>	必要な文献の複製について、例外的に無許諾で行えます。
初級 第Ⅶ章 p. 118 脚注89	<u>第42条の2</u>	第42条第2項
初級 第Ⅶ章 p. 118 9行目	②情報公開法等による開示のための利用( <u>第42条の3</u> )	②情報公開法等による開示のための利用(第42条の2)
初級 第Ⅶ章 p. 118 12行目	③公文書管理法等による保存等のための利用( <u>第42条の4</u> )	③公文書管理法等による保存等のための利用(第42条の3)

該当箇所	改訂内容(下線部分)	テキスト(第4版第2刷)内容
初級 第IX章 p. 150 25行目～	⑰秘密保持命令に違反した行為(第122条の2第1項) 秘密保持命令に違反した者は、 <u>5</u> 年以下の懲役もしくは <u>500</u> 万円以下の罰金またはこれらの併科に科せられます。	⑰秘密保持命令に違反した行為(第122条の2第1項) 秘密保持命令に違反した者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科に科せられます。
初級 第IX章 p. 156 21行目～	また、裁判所が損害額として認定されるライセンス料相当額を算定するにあたり、 <u>著作権侵害があったことを前提に交渉した場合に合意するとしたならば権利者が得ることとなる対価を考慮することができます。さらに、損害額の立証が困難な場合には、裁判所が相当な損害額を認定することができます。</u>	また、損害額の立証が困難な場合には、裁判所が相当な損害額を認定することができます。
初級 第IX章 p. 156 脚注123	<u>第114条第5項、第114条の5</u>	第114条の5

※最新の正誤情報はウイネットホームページ(<https://wenet.co.jp>)で公開しております。

[オンラインストア]→[法人向けオンラインストア]→[商品カテゴリー]→[その他]を選択し、該当書籍の詳細ページをご確認ください。

以上